

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条において準用する同法第52条の2第1項の規定により、実光地区土地改良事業共同施行の土地改良事業（非補助土地改良事業（区画整理事業）実光地区）の換地計画について適当とする旨決定した。

その関係書類を綾川町土地改良課において平成21年1月27日から同年2月16日まで縦覧に供する。

平成21年1月20日

香川県知事 真 鍋 武 紀